

大雪により被災されたお客さまに対する

電気料金の特別措置

2021 年 1 月 14 日

北陸電力株式会社

このたびの 2021 年 1 月 7 日からの大雪により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された富山県南砺市、砺波市、氷見市、小矢部市、福井県福井市、坂井市、大野市、あわら市、勝山市およびその隣接市町村等において、家屋損壊等の被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、昨日（1 月 13 日）、経済産業大臣に認可申請し、同日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象地域

(1) 2021 年 1 月 9 日に災害救助法が適用された地域

富山県：南砺市、砺波市、氷見市、小矢部市

福井県：福井市、坂井市、あわら市

(2) 2021 年 1 月 10 日に災害救助法が適用された地域

福井県：大野市、勝山市

(3) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域等

富山県：富山市、高岡市、射水市、黒部市、朝日町

石川県：金沢市、白山市、小松市、加賀市、七尾市、羽咋市、津幡町、中能登町、
宝達志水町

福井県：越前市、鯖江市、越前町、永平寺町、池田町

岐阜県：郡上市（白鳥町の一部）、飛騨市（神岡町、宮川町の一部）

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以 上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

【当社と電気のご契約をいただいているお客さま】

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2020年12月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村等における災害救助法適用日〔隣接市町村等ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限ります。）、2021年1月分、2月分および3月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長します。

② 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6か月間に限り申し受けません。

③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年7月末日までは申し受けません。

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）

※受付時間 9～17時（土曜・日曜・祝日を除く）